

1 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (抄)

制定 昭和39年 8月 1日条例第181号
最近改正 令和 6年10月11日条例第121号

(携帯電話端末等の推奨)

第五条の二 知事は、携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器（インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるものをいう。）に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

2 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 (抄)

制定 平成16年 3月31日規則第98号
最近改正 令和 7年 3月31日規則第79号

(携帯電話端末等の推奨の基準)

第二条の二 条例第五条の二第二項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮していると認められる携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。以下同じ。）であること。

イ 青少年が専ら保護者等（保護者（条例第四条の二第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び青少年の育成に関わる者をいう。以下同じ。）との連絡のために携帯電話端末又はPHS端末を利用する時期（おおむね小学生程度）

（1） 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること。

（2） 青少年による携帯電話端末又はPHS端末での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること。

（3） 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用してウェブサイトを利用することが

できないこと。

(4) 連絡を取るための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

(5) 保護者等による保護又は監護を可能とする機能があること。

ロ 青少年がインターネットの利用について学習している時期(おおむね中学生以上)

(1) 青少年が携帯電話端末又は PHS 端末を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること。

(2) 青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末又は PHS 端末の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末又は PHS 端末の利用及び依存的な利用を抑止できること。

(3) 保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の携帯電話端末又は PHS 端末の利用状況を適切に把握することができること。

(4) 青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)の閲覧を制限するために、青少年が、携帯電話端末又は PHS 端末のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用できること。

(5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

二 前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること。

三 第一号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること。

2 条例第五条の二第二項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等(条例第十八条の七第一号に規定する児童ポルノ等をいう。)の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。

ロ インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。

ハ インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。

二 青少年のプライバシーに配慮されているものであること。

三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第

二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に配慮されているものであること。

四 青少年に広く利用されるように配慮されているものであること。

五 その他知事が必要と認める要件を備えていること。

(平二三規則九六・追加、平二七規則一四六・平三〇規則二・平三〇規則八三・一部改正)

(検討委員会の設置)

第二条の三 条例第五条の二第三項の規定により意見を聴取するために、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(平二三規則九六・追加、平三〇規則二・一部改正)

(検討委員会の構成)

第二条の四 検討委員会は、次に掲げる者につき、都民安全総合対策本部長が任命又は委嘱する委員十六人以内をもって構成する。

一 業界に関係を有する者 三人以内

二 青少年の保護者 三人以内

三 教育関係者 三人以内

四 学識経験を有する者 三人以内

五 関係行政機関の職員 二人以内

六 東京都の職員 二人以内

(平二三規則九六・追加、平三一規則五九・令四規則九二・令七規則七九・一部改正)

(委員の任期)

第二条の五 前条第一号から第四号までの委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平二三規則九六・追加)

(検討委員会の庶務)

第二条の六 検討委員会の庶務は、都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課において処理する。

(平二三規則九六・追加、平三一規則五九・令四規則九二・令七規則七九・一部改正)